

東大阪市教育委員会令和2年1月定例会

1 日 時 令和2年1月21日(火)
開会 午後2時00分
閉会 午後2時26分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄

(出席補助説明員)

教育センター次長	堀 信 也
----------	-------

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和2年1月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は堤教育長職務代理者をお願いいたします。それでは、議事を進めてまいります。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第1号 東大阪市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」から日程第3「報告第1号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第1号 東大阪市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」につきましては、「東大阪市図書館条例の一部を改正する条例」が東大阪市議会平成31年第1回定例会において可決されましたが、その施行期日については、教育委員会が規則で定める日と規定されておりましたので、その施行期日を令和2年3月7日と定めるものでございます。

続きまして、日程第2「議案第2号 東大阪市就学援助認定審査委員会委員解嘱及び委嘱の件」につきましては、所属団体の役員改選に伴い、委員2名を解嘱し、後任の委員2名を委嘱するものでございます。委嘱期間につきましては、令和2年1月21日から令和3年5月31日までで、前任者の残任期間となっております。参考として、次ページに同委員会委員名簿を添付しております。

続きまして、日程第3「報告第1号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。なお、臨時代理第27号から臨時代理第31号については、令和元年中に臨時代理処理をしておりますので、令和元年の臨時代理番号を付しております。

まず、臨時代理第27号「令和2年度使用視覚に障害のある生徒に対する拡大教科用図書採択の件」につきましては、視覚に障害のある生徒に対する令和2年度使用の拡大教科用図書の採択について、中学校より新たに使用の申請がありましたので、学校教育法附則第9条及び令和2年度使用東大阪市立中学校教科用図書採択に基づき、採択するものでございます。

続きまして、臨時代理第28号「東大阪市奨学生選考委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市奨学生選考委員会委員の任期が、令和元年12月21日で満了となることから、同委員9名を委嘱及び任命したものの報告でございます。なお、任期につきましては、令和元年12月22日から令和3年12月21日までとなっております。

続きまして、臨時代理第29号「市立小学校長退職内申の件」及び臨時代理第30号「市立小学校長採用内申の件」につきましては、市立小学校長の退職及び採用に係る内申を令和元年12月23日付けで、大阪府教育委員会に対して行ったものの報告でございます。

続きまして、臨時代理第31号「令和2年度全国学力・学習状況調査への参加の件」に

つきましては、文部科学省より令和2年度 全国学力・学習状況調査への参加意向調査がございましたので、参加する旨の回答を行ったものの報告でございます。

続きまして、令和2年臨時代理第1号「一部職員の退職の件」につきましては、先ほどご報告いたしました令和元年臨時代理第30号の内申に基づく小学校長採用に伴いまして、令和2年1月6日付で一部職員の退職の発令を行なったものの報告でございます。

続きまして、令和2年臨時代理第2号「一部職員の人事異動の件」につきましては、先ほどご報告いたしました令和2年臨時代理第1号に基づく職員の退職に伴い、令和2年1月7日付で一部職員の人事異動の発令を行ったものの報告でございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜りますようお願いいたします。

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第1号」から日程第3「報告第1号」までにつきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(各委員)

(意見なし)

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第1号」から日程第3「報告第1号」までにつきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第1号」から日程第3「報告第1号」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

(堤教育長職務代理者)

数点お願いがございます。まず、教育委員会議の議題について、何を議題とするかを話し合いたいと思いますので、過去4年間の教育委員会議の議題を一覧表にして出してください。次に、新しい教育大綱に基づくアクションプランについて、議論が必要だと思っていますので、その場を設けてください。次に、学力向上についての事業内容及び指標の設定について、教育委員会議で是非議論させてください。次に、小学校における新学習指導要領の本格的実施にむけて、英語教育とプログラミングについて、どのような施策があるのか、ご説明ください。最後に、機構改革について、協議会の議論に基づく改革のコンセプト及び新体制での業務内容或いは任務について、ご説明いただくことになっていましたが未だに聞いていませんので、よろしく願います。教育委員会議は市民に公開されて

いるものでありますので、きちんとご説明いただきたいと思っております。

(土屋教育長)

今ご意見いただいた個々の内容について、どの場でどういう議論をしていただくかというのがありますが、準備はさせていただきます。

(堤教育長職務代理者)

そもそも、教育委員会議は教育の方針や、よりよい教育を行うための場であると考えておりますので、今申し上げたことについては、是非お願いしたいと思います。

(土屋教育長)

今、堤委員からご意見いただきました、教育委員会議での議論の対象がどのようなものであるべきか、という問題ですが…

(堤教育長職務代理者)

決定すべきことはたくさんあると思います。例えば、自分の子どもが小学校にあがるとき、引っ越しを検討しているとき、どこに家を買おうかと考えている時に、この市は教育についてどのような議論をしているのだろうと、皆さん非常によく調べておられます。教育の大きな方針をどのように議論して、どのように決定されているかを知るのは、教育委員会議しかありません。ですので、きちんと議論を公開して、見ていただく義務があると思います。臨時代理処理ばかりで、何の議論もなく、基本的に意見の具申もない、決まったことをご報告いただき、承認をするだけという理解をしていますので、議論の公開をしていただきたいと思います。

(土屋教育長)

まず一つは、教育委員会議での議論の対象というのは教育委員会規則で決まっていますが、それを見直すことを含めた議論が必要だということかと思えます。

もう一つは、公開性をどのように考えていくか、というご指摘であると思えます。今の堤委員のお話を踏まえまして、規則の在り方及び公開の在り方について、次回の定例教育委員会協議会の場でご議論いただけるような案をお示しするということがよろしいでしょうか。

(堤教育長職務代理者)

案は事前にお示しいただき、議論はこの場でしていただきたいと思えます。

(土屋教育長)

必要があれば教育委員の皆さんのご意見を伺いながら、例えば内容的なものを変えるのであれば新年度から新たな対応をしていくと…

(堤教育長職務代理者)

私たちの任期は12月24日から3人です。ですので、本来であれば今月が私たちの新しい年度です。だから、決まっていることを議論するだけではなくて、教育フォーラムで合田課長がおっしゃっていたことを東大阪市でどのように実践していくかが問題だと思いますので、教育委員がどこでどのようなことを決めているのかが、この場での承認以外ほぼないというのはおかしいことではないかと思えます。私たちが知らないことを市民の方がご存じなわけがないわけで、きちんと公開していただきたいと思えます。東大阪市の教育はこのような方向性で、具体的にはアクションプランがあり、それに基づき進んでいくんだということを、公開していただきたいと思えます。点検評価のこともありますので、それも踏まえて、新しい事業を立ち上げて進めていただくことになると思えますので、是非この時期に検討いただきたいと思えます。

(土屋教育長)

少し繰り返しになるかもしれませんが、堤委員から頂戴した意見については、二つ大きな柱があると思えます。一つは、そもそも教育委員会会議でどのようなことを決定していくのかということについて再構成、再整理が必要ではないかという事。もう一つは、教育委員会会議の議論をどのように市民に伝えていくのかという公開性の問題であろうかと思えます。そのことについては、具体的な在り方について事務局でまとめて、次回の定例教育委員会の日までに議論をいただいて、早ければ3月ということも考えられますけれど…

(堤教育長職務代理者)

早くて3月ですか。

(土屋教育長)

教育委員会規則の改正等ございますので、少し議論を頂戴しないと規則改正はどうかと思えます。私のスケジュール感でいいますと、次の定例で実質的な議論をしていただいて、ブラッシュアップをして3月で決定かと思っています。これは私の意見ですので、どのようなスケジュール感でやっていくか、ご意見はいただければと思えます。

(堤教育長職務代理者)

それは事務局サイドのスケジュールであって、決まったものをきちんと学校に伝えないといけないわけですね。学校の先生方も人事は3月のギリギリですが、学校経営をされる校長先生も、他の先生方も、いったい次年度はどのようなことをやっていかないといけないか、どのようなことを優先的に強化していくんだということを、市の教育として伝えていく時間は必要ないのですか。そのことにより、校内の人事もどういう方針で決定していくのかということもあるでしょうし、教育委員会事務局の中でも同じだと思います。そのように考えるとスケジュール感にずれがあると思えますがいかがでしょうか。

(土屋教育長)

そのあたりのご意見も頂戴したいと思えますが、いずれにしても、今日ご指摘をいただ

いた中で、次回の定例までに委員からお話のあった点を踏まえた資料を準備し、ご議論いただいて、どういうスケジュール感で進めていくかを決めていきたいと思ひます。

(堤教育長職務代理者)

本来的には私が申し上げるものではなく、教育長からご提案をいただきましたかと思ひます。

(土屋教育長)

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より概要を一括報告)

○後援名義の使用承認

教育政策室	1 件
学校教育推進室	1 件
社会教育課	5 件
青少年スポーツ室	7 件
文化財課	1 件

(土屋教育長)

この際ですのでご質問ご意見等はございませんか。

(各委員)

(質問、意見等)

(土屋教育長)

他にございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

令和2年2月定例会につきましては、令和2年2月17日(月)午後2時開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これもちまして、令和2年1月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会教育長職務代理者	堤 晶 子